# 第454回川越市農業委員会総会議事録 (公 開 用)

川越市農業委員会

### 第454回川越市農業委員会総会議事録

1 開催年月日 令和3年10月26日

2 開催場所 川越市環境プラザ研修室

3 開会時刻 午前 9時30分

4 閉会時刻 午前 9時50分

5 招集者氏名 農業委員会会長 石 川 秀 夫

6 議長の氏名 農業委員会会長 石 川 秀 夫

7 委員出席者数 17名

		内	訳	
議席	氏 名	出欠 備 考	議席 氏 名	出欠 備 考
1	小 野 澤 実	出	10 石 川 秀 夫	出
2	若 海 玄 平	出	11 川 目 是 英	出
3	竹ノ谷 敏 彦	出	12 時 田 重 雄	出
4	田 中 あきえ	出	13 近藤芳宏	出
5	武 藤 康 則	出	14 小和瀨 康 男	出
6	鈴 木 一	出	15 渡 邉 憲 一	出
7	山 木 綾 子	出	16 滝 嶋 嘉 久	出
8	木 所 清 司	出	17 西川利雄	出
9	渋 谷 武	出		

### 8 議事参与者

職	氏	名	職	氏	名

### 9 事 務 局

職	氏	名	職	氏	名
事務局長	忍 田	久 夫			
副事務局長	内田	和則			
主幹	神立	寛 司			
副主幹	宮本	晃 宏			
主  査	榎 本	亮 太			

### 10 開 会

会長 石 川 秀 夫 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和3年10月26日第454回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

### 11 議事録署名委員選任の件

議長 石 川 秀 夫 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委 員	近 藤 芳 宏	
委 員	小 和 瀬 康 男	· <b></b>
委員	渡邉憲一	. <b></b>

## 1 2 議決事項及び議事の要領 報告第1号 総 会 の 所 管 に 関 す る 報 告 書 に つ い て 議 長 は 、 別 添 報 告 に つ い て 、 事 務 局 に 説 明 を 求 め た 。 事 務 局 は 「 所 管 に 関 す る 報 告 書 9 月 分 に つ い て 報 告 す る 。 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書につ い て は 、 合 計 1 件 、 1 筆 、 2 5 5 ㎡ で あ る 。 農 地 法 第 5 条 第 1項第7号の規定による農地転用届出書については、合計1 7件、31筆、9,351.94㎡である。農地法施行規則第 2 9 条 第 1 項 第 1 号 の 規 定 に よ る 農 業 用 施 設 届 出 書 に つ い て 2筆、42㎡である。農地法第3条の規定に よる許可申請書取下願については、合計3件、5筆、1, 88㎡である。農地法第5条の規定による許可指令書取消願 については、合計 1 件、 2 筆、 3 0 7 ㎡ である。 相 続 税 の 納 税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の報告書については 合計11件、104筆、90,682.67㎡である。農地法 第18条第6項の規定による通知については、合計2件、 2, 564㎡である。相続税の納税猶予に関する3年毎 -----の農業継続証明書については、合計15件、134筆、92, 66㎡である。相続税の納税猶予に関する適格者証 明書については、合計1件、21筆、18,141㎡である。 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明報告書に \_\_\_\_\_\_ ついては、合計1件、1筆、1,134㎡である。農地法第3 条の3の規定による届出書については、合計15件、188

筆、112,624.45㎡である。詳細については報告書のとおりである。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

### 議案第1号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定

による決定について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第1号議案は、件数9件、総筆数20筆、

総面積17,507㎡について申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から9番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番から9番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件それぞれを満たしているため農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

#### 議案第2号

農地法第3条第1項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の2号議案は、件数7件、筆数13筆、面積9,074㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から7番については、許可できない場合が規定された、農地法第3条第2項各号に該当しないため、

許可することでよろしいかお伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号1番から3番について報告する。10月20日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、世帯の合計農業従事日数は150日以上、

約47アールの農地を家族と共に耕作している農家である。

農機具の所有状況はトラクター1台、コンバイン2台、耕耘機1台等であり十分対応できる設備を所有している。申請地は適切に管理されており、今後は野菜を作付けする予定である。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号4番について報告する。10月20日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。

譲受人は、学校法人であり、学校教育を行なうことを主な業務としている。今回の申請は教育実習農場として使用するためである。申請地は適切に管理されており、今後は野菜を作付けする予定である。学校法人が教育実習農場として、農地を取得することは認められている。以上のことから、地元の

農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号7番について報告する。10月20日 に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。

譲受人は、農業従事日数は200日、約77アールの農地を 家族と共に耕作している農家である。農機具の所有状況は農 業用自動車1台、耕耘機2台等であり十分対応できる設備を 所有している。申請地は、適切に管理されており、今後は野 菜を作付けする予定である。以上のことから、地元の農業委 員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」と の発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号 4 番について、申請地は幼稚園の敷地 内にあるのか。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から7 番については、許可できない場合が規定された農地法第3 条第2項各号にそれぞれ該当しないため、許可することで 採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

### 議案第3号

農地法第5条第1項の規定による許可申請書に 対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の3号議案は、件数18件、筆数23筆、

面積8,513.34㎡についての申請があった。議案説明 資料のとおり、整理番号1番から18番については、それぞ れ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された 農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として 県へ許可相当であるとの意見を付すことでよろしいか、お伺 いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番から18番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、 農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として 許可相当とすることとし、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙 手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第3号について -----総合意見として許可相当とすることに決定する。

### 13 閉 会

議長 石 川 秀 夫 は議案の審議がすべて完了したため、第454回川越市 農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

### 14 署 名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和3年11月2日

議長 石川秀夫
委員 近藤芳宏
委員 小和瀬 康 男
委員 渡邉憲一